

「違反処理に係る消防本部間の広域的な連携のあり方に関する検討結果報告書」の概要

予防課

違反処理に当たっては、通常の予防業務に必要な知識・技術に加え、処分等に係る行政手続や訴訟対応に関する

専門的知識・経験が必要となりますが、特に小規模な消防本部においては専従職員の配置が難しく、各種業務を兼務しながら違反処理を実施している実態があり、違反処理のための高度な専門性を有する職員の育成・配置が課題となっています。

こうした状況の中、近隣の消防本部間で相互に協力・支援することにより、高度な専門性を必要とする違反処理体制を構築することも、有効な対策の一つとなり得ることから、複数の消防本部が連携して違反処理を行うための手法について検討し、本年3月にとりまとめた「違反処理に係る消防本部間の広域的な連携のあり方に関する検討結果報告書」の概要を紹介します。

違反処理に係る消防本部間の広域的な連携のあり方に関する検討結果（ポイント）

(1) 基本的な考え方

- 予防業務には、①建物建築時の厳格な審査・検査（消防同意等）、②適切な状態が維持されていることの確認（立入検査）、③違反状態がある場合の早期是正（違反処理）があるが、これらの一連の業務を一体的に運用していくことが必要不可欠。また、予防業務で得られた情報を警防活動に活かすことも重要。
- 権力的行政の側面が強い予防行政は、消防職員が公正・中立の立場で実施すべき。また、予防業務では、警防活動において重要な施設、設備に関しても①～③の一連の業務を行うこととなることから、警防活動を全く担わない都道府県等の組織が予防業務を実施することについては、警防活動の実態にそぐわない指導を予防業務において行ってしまう等の危険性を懸念する意見が多い。
- 違反処理の責任主体（権限行使の効力の帰属）は管轄消防本部の消防長・消防署長にあるが、責任主体とは異なる主体が違反処理の実施主体となる場合は、過去の指導経過との齟齬を生じることなく、責任主体の意思が確実に反映されるよう、その手続等についての慎重な検討が必要。

(2) 連携の対象とする事務の範囲の考え方

- 受援側消防本部（違反対象物を管轄する消防本部）のみならず、応援側消防本部（違反対象物を管轄しない消防本部）においても増加する予防事務の処理に忙殺されている現状に鑑みれば、通常の予防業務とは異なる特に高度で専門的な知識等を必要とする措置命令、告発等の事務で、各消防本部のみでは対応が難しいケースに限定することが現実的。

(3) 検討の対象とする連携の手法並びに期待される効果及び想定される課題・留意事項

- 基本的な考え方等を踏まえ、「職員の派遣」「協議会」「事務の代替執行」を検討の対象とすることとし、それぞれについて期待される効果、想定される課題・留意事項を別紙のとおり整理。

(4) 今後の推進に当たっての考え方

- 高度で専門的な知識等を必要とする違反処理業務については、近隣の消防本部間での「職員の派遣」による協力体制の構築に向けた具体的な方策を検討するほか、各地域における予防業務の実情等に応じて「協議会」「事務の代替執行」等の活用可能性についても検討することにより、広域的な連携・協力を図っていくことが有効。
※当面の対応としては、「職員の派遣」を活用して、「違反是正支援アドバイザー制度」等により派遣した大規模消防本部等の職員を派遣先の消防吏員に併任する等、派遣先消防本部においても立入検査や措置命令等の権限行使ができる仕組みを構築することが考えられる。
- なお、「人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会」の議論を踏まえた消防本部の対応も念頭に置いた上で、各消防本部において具体的な運用を検討していくことが重要。

検討の対象とした制度活用のイメージ及び期待される効果・課題（別紙）

（制度活用のイメージ）

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">職員の派遣</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 大都市等の消防本部の職員を小規模消防本部の求めにより派遣し、小規模消防本部の消防吏員に併任する等により、当該職員が小規模消防本部の職員と連携して権限行使を行う。 ● 小規模消防本部の職員を大都市等の消防本部に研修派遣し、大都市等の消防本部の消防吏員に併任する等により、権限行使の経験を積み、ノウハウを習得。 <p>○消防本部B及び消防本部Cから消防本部Aに職員を派遣・併任。 ○派遣された職員は、A消防本部の消防長等の名において管内の違反処理を実施。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 違対象物に対する措置命令、告発等の業務を執行する主体として、都道府県等の単位で大都市等の消防本部を含む管理執行協議会を設置し、協議会が構成消防本部の消防長等の名において命令等の事務を執行。 <p>○X県内の消防本部（A～C）で管理執行協議会を設置。 ○協議会会長は、A消防本部の消防長等の名において、違反処理を実施</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事務の代替執行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 大都市消防本部又は都道府県が、小規模な消防本部管内の違対象物に対して、小規模な消防本部の消防長等の名において命令等の事務を代替執行。 <p>○A消防本部が重大違対象物を覚知。 ○A消防本部から同防火対象物関係者に対し、違反処理についてはS消防本部において代替執行を行う旨説明。 ○S消防本部において改修指導及び必要な違反処理を実施（代替執行）。</p>

(制度の特徴、期待される効果)

職員の派遣	協議会	事務の代替執行
<ul style="list-style-type: none"> ● 高度な専門性・経験を有する大都市消防本部の職員が小規模消防本部における命令等の事務を直接的に支援することが可能。 ● 命令等の責任主体（権限行使の効果の帰属）と同じ主体を実施主体（いずれも各消防本部の消防長等）とした上で、<u>実態上、大都市の消防本部における専門的知識・経験を活用して命令等を行うことができる。</u> ● 制度の運用に際して議会の議決が不要であるため<u>迅速な対応が可能</u>。また、<u>一時的な業務量の増加等に対しても柔軟な対応が可能</u>。 ● 研修を通じた<u>ノウハウの共有が可能</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>同左</u> ● 命令等の責任主体（権限行使の効果の帰属）は各消防本部の消防長等とした上で、<u>実態上、協議会が命令等を行うことができる</u> ● <u>協議会で取り決めた共通の基準で統一的に違反処理を行うことができる。</u> ● 制度の運用に際して議会の議決が必要。 ● <u>協議会を通じたノウハウの共有が可能。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>同左</u> ● 命令等の責任主体（権限行使の効果の帰属）は各消防本部の消防長等とした上で、<u>実態上、大都市消防本部が命令等を行うことができる。</u> ● <u>同左</u>

(想定される課題・留意事項)

職員の派遣	協議会	事務の代替執行
<ul style="list-style-type: none"> ● 派遣職員が派遣先で立入検査や措置命令等の権限を行使する場合は、当該職員を派遣先の消防吏員に併任する等の対応が必要。 ⇒併任時における派遣職員の身分の取扱い等について、協定であらかじめ定めておく等の対応が必要 ● 大都市等の消防本部においても、増加する予防事務の処理に忙殺されている現状に鑑みれば、近隣消防本部の予防業務を支援する場合、地域の実情等に応じてその内容を限定するなど、<u>制度を有効に機能させるための仕組みとする必要がある。</u> ⇒通常予防業務とは異なり特に<u>高度で専門的な知識等を必要とする措置命令、告発等の事務に限定することが現実的。</u> ● 多くの場合は大都市等の消防本部による片務的な支援となることが想定されるため、<u>大都市等の消防本部の理解・協力をどう得ていくかが課題。</u> ⇒既に運用されている「違反是正支援アドバイザー制度」等の活用が有効ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 命令、告発等の違反処理を実施する際は過去の指導経過を踏まえた丁寧な対応が必要となるが、過去の指導の実施主体である管轄消防本部と異なる主体が命令、告発等の違反処理を行う場合、過去の指導内容との間に齟齬が生じないような<u>仕組みが必要。</u> ⇒命令、告発等の実施に際しては、管轄消防本部の見解や意思を確認する手続きを定めておく等の対応が考えられる。 ● <u>同左</u> (協議会において違反処理を行う場合に、通常の予防業務に必要な知識・技術に加え、処分等に係る行政手続きや訴訟対応に関する専門的知識・経験が求められるため、多くの場合は大都市等の消防本部の職員による支援が必要となることが想定される。) ● <u>同左</u> ● 協議会で処理する事務の範囲を、通常予防業務とは異なり特に高度で専門的な知識等を必要とする措置命令、告発等に限定したとしても、<u>当該事務は従来から各消防本部において処理されてきたことや協議会運営のための事務が新たに増加することに鑑みれば、協議会を設置することの必要性（期待される効果）についての理解を得るための丁寧な説明が必要。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>同左</u> ● <u>同左</u> (仮に、都道府県において違反処理を代替執行することとした場合、都道府県は消防業務全般に係る実務上の知識・経験を有しないため、多くの場合は大都市等の消防本部の職員による支援が必要となることが想定される。) ● <u>同左</u> ● 管轄消防本部が命令、告発等を実施することはない（命令、告発等が実施されるのは、大都市等の消防本部の代替執行が行われる場合に限られる）との誤った認識を地域住民や防火対象物の関係者に与えないよう留意する必要がある。 ⇒管轄消防本部においても引き続き、必要に応じた命令、告発等の権限行使を行うことについて適切に広報する等の対応が必要。

問い合わせ先

消防庁予防課企画調整係 桐原
TEL: 03-5253-7523